

ASIAGAP管理点と適合基準(共通)Ver.2.3改定1版に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

No.	ASIAGAP管理点と適合基準(共通)Ver.2.3改定1版(パブリックコメント版)			ASIAGAP管理点と適合基準(共通)Ver.2.3改定1版	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号
1	5.1(青果物、茶)	審査員	<p>「経営者は、HACCPの7原則12手順及び関連法に基づく前提条件プログラムを含むHACCPシステムあるいはHACCPベースのシステムを整備しなければならない。HACCPシステムはコーデックス委員会のHACCP策定方法(Codex 委員会 - 食品衛生の一般原則CXC1-1969, Rev 2020)に基づいて準備しなくてはならない。」としていますが、</p> <p>①HACCPシステムを整備するのは、経営者ではなく、農場責任者等ではないでしょうか。経営者→経営者から指名された農場責任者に修正してはどうか。 ②Codex最新版を参考としていますが、新たに出てきた「より注意が必要なGHP」(OPRPに相当)という概念が追加されていますが、今回の改訂版ではその部分はどのように評価しますか。</p>	<p>①実際の作業を行うのはHACCPチームとなるが、資源の提供など最終的な整備の責任は経営者にあると判断し、検討の結果、今回は変更せず「経営者」のままとした。</p> <p>②適合基準の修正は行わず、具体的な取り組み方については研修で解説する予定。</p>	
2	2.4.2	審査員	<p>経営者は食品安全マネジメントシステムの確立、実施、維持、持続的改善のために食品安全文化に関して以下の取り組みを行っている。 (1)従業員への教育訓練 (2)従業員とのコミュニケーションと従業員の意見、感想等の記録 (3)取組の効果(従業員の取組状況等)の記録 この、(3)については、いわゆる「食品安全に関する経営者のパフォーマンス評価」ということでしょうか。 取組みの効果(従業員の取り組み状況等)の記録とすると、それだけになりそうなので、むしろ「パフォーマンス評価」と明記してはいかかがか。</p>	<p>ご意見を検討した結果、基準の見直しは行わない。 「パフォーマンス評価」では分かりにくいいため簡易な表現として「取組の効果」とした意図があるため。</p>	

\*今回の改定案との関連が薄いと思われるコメントは対応表に掲載していませんが、必要に応じて事務局よりご連絡をする場合がございます。